

# 市民が主体のまちづくり

## ～名寄市自治基本条例～

「名寄市自治基本条例」は本市のまちづくりを進めるための基本ルールです。今月号では、「名寄市自治基本条例」が定める「基本原則によるまちづくりの推進」について紹介します。

### 第25条

## 市民参加制度

本条では、「市民参加」を保障するための市の役割や方法について定めています。

### 市民参加の保障

市は、政策の立案、実施や評価の各段階において、パブリック・コメントや市民説明会など、市民参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるように努めます。

### 各種委員会などの委員公募

政策の立案や実施、評価などに関する市民参加の場である各種委員会等の委員には、公募の委員を加え、委員の男女比・年齢・地域構成などに配慮し、多様な市民意見に基づく議論が出来るよう努めます。

### 市民意見の反映

広く市民生活に関わる重要な政策決定の過程において市民の意見を反映させるため、公聴会制度やパブリック・コメントなど意見公募制度を設けます。

### ▼公聴会とは

重要な事項を決定する際に、広く利害関係者や学識経験者などから意見を聞く制度のこと。「名寄市都市計画公聴会規則」などで定められています。

### ▼パブリック・コメントとは

市の重要な政策や計画、市民に義務を課し権利を制限する条例などについて、広く市民から意見や情報をいただく制度。

### 第26条

## 住民投票

本条では、市民が直接意思表示を行う制度である住民投票について定めています。

市は、まちづくりや将来計画に影響を与える政策的判断や、市民生活に重大な影響を及ぼす事項などの重要事項について、住民投票を実施することができる定められています。また、住民投票の結果については、主権者である市民の意思であるという事実に基づき、この結果を尊重するよう定めています。

### 第27条

## 情報公開

本条では、情報共有（知る権利）に基づいた市民主体のまちづくりにおいては、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得ることができ、透明性の高い行政運営を確保することが重要であることから、市が保有する情報の公開に関する具体的な事項を条例で定めることを義務づけています。

市では、この規定に基づき「名寄市情報公開条例」を制定し情報公開に関する必要な事項を定めています。

## 第28条

### 情報提供

本条では、情報共有（知る権利）に基づいた市民主体のまちづくりのため、広報誌や回覧板、ホームページでの情報提供のほか、市民説明会、出前講座、会議の公開、会議録の公表など、多様な媒体による積極的な情報提供を推進し、市民が必要とする時に迅速で分かりやすい情報提供に努めることを定めています。

また、市が情報提供を行う場合において、市民がその立場や境遇によって不利益を被ることのないよう義務づけています。

## 第29条

### 個人情報の保護

本条では、情報共有（知る権利）に基づくまちづくりにおいては、その個人情報の収集、利用、提供、管理などを適正に取り扱わなければならないことから、市が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する必要な事項を条例で定めることを義務づけています。

市では、この規定に基づき「名寄市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適正な取扱いに関する必要事項を定めているほか、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等を請求する権利などを明記しています。

「名寄市自治基本条例」の施行（平成22年4月）から10年目を迎えました。同条例に基づく「見直し検討」を行うため、令和元年5月に公募や地域特性に識見を有する者など、12人の委員で構成する「名寄市自治基本条例検討委員会」を設置しました。現在、市民の意識や社会状況の変化などを考慮し、条例の見直し検討を行っています。

## 5月7日(火)開催 第1回検討委員会

委嘱状交付後、名寄市自治基本条例の策定経過や市民アンケート調査について、事務局から説明を行いました。

委員からは、委員全体で共通認識を持てるよう、グループワークなどを取り入れた検討方法についてご提案をいただくなど、活発な意見交換がされました。

### 【会議内容】

- ①委嘱状交付
- ②委員長・副委員長選出
- ③名寄市自治基本条例策定経過等について
- ④市民アンケート調査の実施について

